平成２６年（フ）第２４号
北海道滝川市朝日町東４丁目１番28号
債務者　矢元有光子
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
北海道滝川市幸町２丁目16番６号　開西団地49号
債務者　木戸口文孝
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
北海道登別市桜木町４丁目８番地47　ハイツカーヤ201号室、前住所北海道登別市若山町２丁目８番地６
債務者　八木　英子
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１７９号
神奈川県小田原市栢山577番地の２
債務者　石黒　雄大
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１８６号
神奈川県南足柄市狩野26番地１　キクカハイツ203
債務者　関野　　浩
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１９１号
神奈川県厚木市飯山2614番地37　クレストコート飯山３―101、前住所横浜市南区別所７丁目３番４号　ヒルトップ重田201
債務者　赤間　淳子（旧姓髙森）
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１９号
新潟県村上市瀬波温泉２丁目８番３号　シャルム瀬波201
債務者　川村ミサ子
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第５０号
新潟県村上市四日市1249番地２
債務者　菅原　一美
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第２４号
兵庫県加東市松沢761番地304
債務者　新中　望実（旧姓縄）
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第５６号
山口県山陽小野田市栄町３番11号
債務者　熊越　和昭
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第８７号
香川県高松市桜町２丁目９番16号
債務者　夏山承姫こと　白　　承姫
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６４６号
愛知県常滑市飛香台２丁目８番地の７　ハーモニーランド101号、住民票上の住所愛知県常滑市字社辺16番地の24
債務者　田中　末男
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８１４号
名古屋市天白区高坂町293番地の１　Ｈｉｌｌｓ高坂305号
債務者　香西　美華
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８６０号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘３棟502号
債務者　長濱　榮子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９０４号
名古屋市千種区今池５丁目14番５号　川辺529ビル９Ｄ
債務者　北村　　弘
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７１６号
大阪府豊中市上野東１丁目14番11号ライブ豊中101号、住民票上の住所大阪府箕面市粟生外院６丁目２番41号
債務者　福井ちひろ
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７４０号
神奈川県大和市深見台３丁目５番24号
債務者　徳川　弥生
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部